

研 究 報 告

第 16 集

(通算 第34集)

講演記録

松 村 元 樹 新型コロナ差別問題と人権・部落問題…………… 1

活動記録

2020年度奈良県大学人権教育研究協議会活動報告…………… 19

2020年度役員名簿…………… 24

資 料 …………… 25

奈良県大学人権教育研究協議会

2021年7月

2020年度 奈良県大学人権教育研究協議会
記念講演会

2020年11月28日（土）
奈良県立大学 オンライン開催

プロフィール

松村 元樹（まつむら もとき）

所属：公益財団法人反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長
【経歴】

昭和56年生まれ。三重県伊賀市出身。

旧伊賀町職員を経て、平成17年に財団法人反差別・人権研究所みえ研究員に就任。平成29年から現職。新型コロナウイルス感染症に関わる差別問題のほか、インターネットによる差別や人権侵害などについての講演実績を有する。その他、(一社)部落解放・人権研究所理事、(公社)三重県人権教育研究協議会理事、伊賀市障がい者福祉計画策定委員など。

※「公益財団法人反差別・人権研究所みえ」について

様々な人権問題の調査・研究事業や研修・育成事業等を通して、「人権が尊重される三重をつくる条例」の具現化とあらゆる差別の撤廃に寄与することを目的として活動している団体。三重県職員が研究員として派遣されているほか、所属研究員は三重県における人権研修の講師等を多数務めている。

新型コロナ差別問題と人権・部落問題

松村元樹

繰り返される感染症差別

2022年度に、ある大学の部活内でクラスターが発生しました。テレビなどでも取り上げられたわけですが、そのことを知った人たちのなかから、濃厚接触者でも、接触者でもない同じ大学の関係者に向けて、差別や人権侵害が発生しました。具体的には、教育学部の学生が教育実習を拒否される、飲食店が大学の関係者の入店を拒否する内容の貼り紙を入りに貼るなどの問題が各地で生じていきました。感染症をはじめ、健康不安に関する問題などにおいて、差別の対象、避ける対象が、人によっては広範囲に設定される傾向があり、福島県の原因事故後の問題では、福島県民が差別の対象となったり、熊本県の水俣市で明らかになった「水俣病」も水俣市外では、水俣市民が対象となったり、HIVに関しても、長野県松本市で最初の罹患者が明らかになった際は、罹患者が海外にルーツがある人だと報じられたことを受け、松本市内の店舗などでは、海外にルーツのある人の入店や利用拒否が起きたり、松本市外では、松本市民が差別の対象になるなどの問題が起きてき

ました。過去を教訓にできなかった問題が、各地で生じています。

感染者や家族の差別被害

県外の大学に進学した三重県出身の未成年の学生が、全国一斉休校中に、地元の三重に戻ってききましたが感染者が増えているということもあり外出はせずに3日間、自宅にいましたが、3日後に発熱症状があり、陽性となりました。

このことを知っているのは、保健所と学生が入院することになった病院関係者くらいでした。家族は子どもが感染したことを一切周囲に話してはいませんでしたが、地元でははじめて感染者が出たということで騒ぎのようになり、感染者や家族を特定するような動き、具体的にはうわさをたて、広げるようなこととなっていきます。そして、「どうやらあの子らしい、あの家の子らしい」という話になっていき、隣の自治体にまで、そのうわさは広がっていきました。うわさを聞いたこの家族の親戚や知り合いなどが教えてくれたからわかってきたことです。

うわさはうわさだけにとどまらず、さまざまな差別等を招くことになっていきました。例えば、普段から利用しているガソリンスタンドに給油をしにいったところ、給油自体はできましたが、給油後、家にいるとガソリンスタンドの店長から電話がかかってきて、子どもが感染したという話が既に店長さんの耳にも入っていたようで、「こういう時期だし従業員が（感染することを）不安がっているのです、しばらくの間うちを利用しないでほしい」という、事実上、利用拒否を受けました。ある日を境に、無言電話がかかってくるが増えました。かかってきた電話をとると、「お前の子どもが感染したらしいな。出ていかせ。この地域で広がったらお前らのせいだ」という嫌がらせを受けました。子どもは入院し、家族の陰性が確認されたこともあり、いつも利用するスーパーで買い物をしに行ったところ、店員や他の利用客から明らかに今までとは違う視線や態度を感じた、あからさまに避けられているのがわかると、家族が話をしてくれました。

他にも酷いデマが流されており、先ほど述べたように感染したお子さんは一度も外出していないことが事実なのに、「地元に戻ってからパチンコ店に出入りしていたのを見た人がいる」、「スナックのカウンターに座ってお酒を呑んでいた」など、いるはずもないところで目撃されているという情報が広がっていきました。そして、「本人や

家族は県などに虚偽の報告をしている嘘つきだ」ということになっていって、「あの子どもはもともと素行が悪い」というような話にもなっていました。

このような被害に関して家族は、せめて子どもに対するデマに対して全くの事実無根であること、子どもの名誉は回復したいと強い思いをもたれていましたが、やはり具体的に動きにくいと言われていました。新聞などで取り上げてもらい、事実を主張することは「自分たち家族は感染者の家族である」と社会に向けてカミングアウトすることになるため、うわさレベルではじまったことでもすでに家族はさまざまな被害を受けているのに、事実の公表がさらに差別を受けるなどのリスクを高めてしまうことになる、感染した子の下の子がいて、義務教育の学校に通っていることもあり、家族がいない先でいじめや差別を受けてしまうのではないかという強い不安もあり、「どうしたらいいか」という相談をいただきました。当法人に複数のマスコミの方から取材依頼があったこともあり、家族に対して匿名でテレビに出演し、この間受けてきた被害について発信されてはどうかと提案させていただきました。ご家族は取材に応じられ、嫌がらせ電話を録音した音声はテレビで流れました。本当に警察に被害届を出したり、裁判をするかどうかは後の判断として、法的な措置について検討しているということも述べてはどうかと提案しました。

今、この家族が居住している地域がどうなっているかと言うと、市民の間に広がった「嘘つき」などのデマは、それが正しいものとして認識され、時間と共に沈静化しているだけで、市民のなかに着実に「事実」として根付いてしまっている状態です。沈静化している状態だけに、デマを事実として信じている市民がわが子を見たら、嫌がらせを受けるかもしれないという思いから、「子どもには帰省するなど言っている」と言われていました。

その巷で広がるデマと、ネット上でも同様の情報がどんどん広がりを見せていって、事実ではない情報が巷でも電子空間でもかなり広がっていく、事実がどうしてもデマの後追いになってしまい、デマを信じた人たちの中からは是正されない状況が続いています。フェイクはファクトの何倍ものスピードで、広範囲に広がる典型例です。

医療従事者や家族の被害

医療従事者への差別の問題も、連日報道で取り上げられてきました。先ほどの大学の例と同様に、病院内で患者さん、或いは医師・看護師などの感染が明らかになると、その病院の関係者及び家族等までもが差別の対象となって、医療スタッフのお子さんが学童保育や保育所の受け入れを拒否される、医療スタッフのパートナーが職場から出勤停止を命じられる、卒園式への出席を拒否される、タクシーの乗車を拒否される

などの被害に遭っているという事例が報告されています。

医療機関で働いているスタッフのお子さんが、学校現場でかなり心ないことを言われているという例も、三重県で報告されています。直接的に差別的な言動を浴びなくても、子ども自身が家族の働く先が医療現場であることを知られると差別やいじめを受けるかもしれないので知られたくない、保護者も「親の仕事の話になっても、適当にごまかしておきなさい」「まわりにはわざわざ言わないように」と戒めているという声も出てきています。小学校にゲストティーチャーとして授業をしに行くことが割とあって、小学生に向けても新型コロナ関連の差別の話をする、休憩時間に生徒が寄ってきて、「(家族から) 同じことを言われた」という子が出てきたり、本人自身が「いじめを受けたりしないか心配」と不安を感じたりしている子もいたりして、差別は心理的な面に及んでいることも明らかになっています。これは今にはじまったことではなく、マイノリティのなかに同様の体験をもつ人は少なくないと思います。

エッセンシャルワーカー等の被害

社会福祉施設で働く人、あるいはエッセンシャルワーカーなどに向けられる差別の問題も、広範囲に及んでいます。例えば、運送業従事者が配達先で差別発言を受けた例が報告されています。「あんた大丈夫か？

感染の疑いもあるし、汚いから荷物をそこから辺に置いていてくれ」と、配達先で玄関ドアが10cmほど開いてそんなことを言われたという例、長距離トラックの運転手であることを理由に、歯科医が診療を拒否するという例、社内で感染者の多いエリアに配達にいった従業員に対し、危険視するような発言や揶揄する発言などが起きているハラスメントの問題などがあがっています。

2020年4月に三重県松阪市内の中華料理店2店舗をターゲットに差別的なデマがSNSのタイムラインなどに投稿された例がありました。横浜市中華街の特定の店舗には中国にルーツのある人たちに対する差別的な貼り紙がされたり、香川県内の小学校では中国にルーツがある子どもがいることを知ってか知らないかわかりませんが、「(中国にルーツのある子どもを)学校に通わずな」というハガキが届けられたり、後に紹介しますが、インターネット上の各種サービスにおいて、中国にルーツのある人にヘイトスピーチや差別が投稿される深刻な状況もありました。

松阪市の中華料理店に対する問題行為に関して、差別的なデマにより、平日の客数が極端に減ったり、夜間の予約が相次いでキャンセルになるなど、経済的な損失も発生しましたし、このようなデマ投稿は店に対する名誉棄損にあたるということで、被害届を警察署に出し、警察は捜査に着手、その結果、6月にデマを発信した20代の2

人が書類送検されました。

県外在住者等の被害

県外の在住者や、あるいは県外ナンバーの車両の所有者への差別や嫌がらせというものが、全国的に発生していることもわかってきています。三重県内で報告された事例については、当法人が6月と9月の2回に分けて、三重県下の全ての市町に「新型コロナウイルス差別の取り組み状況の調査」を実施したなかで明らかになってきた例です。2022年4月に県知事や市町長に差別解消に向けた緊急の要請をしたので、その後、取り組みがどれくらい進められたのかを確認した上で、市長会や町村会にも政策提言していくかどうかを判断していくこと、もう1つは、自治体には、市民からどのような被害例などが寄せられているのかを把握すること、被害相談を受けているのかどうかなどに関して、従来の人権啓発等に十分取り組んでいない自治体があるので、これを機に取り組みを進められることができればと、さまざまな思いとねらいがあるなかで、アンケートを実施しました。

県内の自治体の事例で最も多かったのが、県外ナンバーの車両や所有者への嫌がらせや暴言などで、車を蹴られた、車を傷つけられた、「こんな時期になぜ三重に来たんだ」と、三重県に住んでいる県外ナンバーの住民に暴言を吐かれたなどがあり、新聞でも取り上げられました。

県外で生活をされている人たちが帰省した時にさまざまな問題が起きているという報告もあがっています。都市部から帰省してきた家の玄関に生卵を投げつけられた被害、「なんでこんな時期に子どもを地元に戻すんだ」と感染リスクが高いことを理由に家族を罵るような言動を向けてられたなどの問題が起きています。

インターネット上に反映される差別等

インターネット上に反映される差別や人権侵害の実例について、今回用意したスクリーンショットなどは、すべて三重県に関するものでSNSが注目されていますが、地元の三重の場合は、年間2000万人が利用していると言われている電子掲示板で多い状況でした。

2020年4月20日に三重県知事が会見の場で、「感染者のご自宅、家族の家に石が投げられたり、壁に落書きがされたりするという被害を受けている報告を受けた」と述べられたことを受け、その翌日に「感染者は間接的に人を殺傷するモンスターだ」「殺人鬼と変わらない人間の屑だ」と投稿されました。休業要請や全国一斉休校の措置が取られた時期に、東京や大阪などから三重に戻られて陽性になった感染者や家族への攻撃は本当に酷い状況でした。SNSでは「コロナウイルスを持ち込んだ奴は極刑でいいだろう」「バイオテロリスト学生」「(地元から) 出て行け」「家族ごと死んでもいいぞ」

という投稿がありました。「出ていけ」は非常に多く投稿されていました。

奈良では2002年から、橿原にある市町村会館内の奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会（啓発連協）の事務局で、部落差別を中心に差別的投稿のモニタリング（発見）に取り組まれてきました。部落差別や在日コリアンに対する差別投稿は、ひどい状況にありながら国や政府が具体的な対策を講じることができておらず、「表現の自由」の尊重と差別の規制や差別被害からの権利回復が天秤にかけられても、圧倒的に前者にウエイトが置かれてしまう状況になり、ほぼ無策の状態が続いています。

そうした中で、日々差別が発生し常態化している状態のなかで、新型コロナウイルス感染症が広がってきたことで既存の差別を新型コロナと関連させた悪質な投稿が急速に増えていきました。

「感染者が出たエリアは同和地区だ」、「(感染者宅に投石行為は) 部落出身者がやっている」「県外ナンバーの車両に傷をつけるという行為は部落の人間の仕業だ」といった投稿や、「ウイルスをまき散らすのはバカ〇〇〇（賤称語）」など極めて深刻な状態になっています。

法的に規制されていない行為、サービス提供事業者のルールに反しない行為として、特定の地名や個人名が書かれた場合は対処するという利用規約上の禁止規定があつて

も、紹介したような内容の投稿については基本的に禁止規定外です。社会のしくみや構造が差別を抑止できるものになっていないということです。

何故、感染症に関する差別が起きるのか

新型コロナ差別が生じる要因はたくさんあると見ていて、現在、まとめている最中なので、今日紹介できるのはほんの一部です。まず、パンデミックなので、多くの人々が平時以上にストレスを抱えやすい状況になっており、社会不安が増大しています。とりわけ経済的な面のストレスは、非常に重くのしかかります。

例えば、自分や家族が感染しないため対策をとりますが、生活圏の身近なところで感染者が出たという情報が入ると、感染することや重症化など健康面の不安が高まり、危機感のようなものを抱く人たちが出てきます。

次に、生活の面に関する不安などです。月給制でない労働形態の人や、サービス業の従事者などは、コロナ禍で自粛を求められ、営業時間の短縮、客数の限定など、収入を直撃するような職種の人たちにとって、生活が脅かされるという強い不安が生み出されてきました。これは政府などの経済支援で支えることが最善策ですが、感染がようやくおさまってきたのに再び感染者が出てくると、また自粛しなければならないといったことが人々の攻撃性を高めた側面が

あるのではないかと思います。

次に、感染すること、感染者が家族のなかから出ることによって、差別や嫌がらせなどを受けることになるのではないかという不安です。

このように、大きく分けると「健康面」「生活面」「人権面」に関する不安や危機感が高まっていった時、「こんな時期に感染者の多い場所に行くから」「こんな時期に地元へ帰ってくるから」「こんな時期に複数で食事をするから」「感染リスクが高い職種なのに外出するから」など、行動を不謹慎だと思ふような人たちが感染者や家族、エッセンシャルワーカーや県外在住者を襲うことになった。ウイルスではなく、感染者や感染リスクの高い職種の人などを加害者に設定してしまう状況がつけられてきたように思います。

この間、住民の方を対象にした講演会がありました。しかし、「差別されても仕方ないだろう」と感染者の行動によって差別を正当化するような考え方が見えてきました。行動への批判はあっても、差別を正当化することは認めてはいけないと思います。例えば、コロナ禍では、普段は「差別はいけない」と思ったり言えたりできても、利害が生じたり、社会不安が増大するような状況になると、差別はいけないが機能しなくなってしまう状況になると痛感しました。

これは過去の感染症、例えばハンセン病問題やHIVを巡る問題などが教訓化されて

いなかったからだと思えますし、そもそも「教訓」と言えるほど社会で感染症問題が共有されてきたのかということに強い疑問を持っています。教訓自体が教訓として共有されていないから、このような事態を招いたのではないかと感じています。

差別が生じてきた原因は他にもあります。例えば、マスメディアによって自粛要請が出されている時間帯でも営業を続ける店などを取り上げることで自粛警察が生み出されるような報道をしておいて、実際に自粛警察が出てくると「これはいけない」と叩くような報道手法が割ととらえられてきました。

国会議員や地方議員、知事などの役職に就く人たちが、マイノリティへの差別を助長するような発言をしてきたことも重大な問題です。

国会議員や地方議員のなかから、わざわざ「武漢ウイルス」と差別を助長する名称を使うことで、市民に差別のお墨付きを与えてしまうことになりました。その結果、中国やルーツのある人たちへの過激なヘイトスピーチや侮辱するような投稿が、SNSやニュースサイトのコメントなどの中で散見されるようになりました。

大阪府知事が「臨時特別給付金の10万円は、生活保護受給者にまで配る必要はないんじゃないか」と発言したことを受け、生活保護受給者に対する無理解や偏見が非常に根強い日本社会の中で、コロナ禍で受け

ているストレスなどが一気に受給者へ誘導する発言が繰り返されたり、外国人留学生に関しては、成績条項を設けて生活が困窮していても3割ぐらいしか助けられないということを文部科学省が打ち出したりする、公権力が差別を誘発するような問題も深刻でした。

他にも、まだまだ差別が起きてきた原因はあります。

「差別や人権侵害などの問題が新型コロナウイルス感染症の終息を遅滞させてしまうという共通認識を図っていく必要があります。「新型コロナウイルス感染症」は「医療の問題」です。しかし、「加害」や「被害」という文脈で語られ、人権問題に置き換えられ、事が複雑化してしまう。

9年前の福島原発事故後、福島県ナンバーの車両がガソリンスタンドで給油を拒否される、避難した先で風邪をひいた子どもが小児科に受診にいった際、健康保険証に「福島」と書かれていたことを理由に小児科医から診療を拒否される、福島ナンバーのトラックで荷物を運ぶと、「福島県ナンバーで荷物を持って来るな。他府県ナンバーの車に乗り換えて、その車両でうちの会社に荷物を持ってくるように」と指示を受けたりするような問題があちこちで起きました。放射線による健康被害という医療問題が深刻だったわけで完全に医療問題です。

医療問題が人権問題として取り扱われる

ことによって多くの人たちが、「病気よりも人が怖い」「ウイルスよりも世間が恐ろしい」「感染者の第1号にはなりたくない」などを抱き始める人たちがつくられてしまうわけです。感染したということがわかれば差別を受ける可能性があるため、感染したことを誰にも言わず、医療機関にもかかれないような人たちが出てきかねない状況でもありました。

感染者に病以外の苦しみを与えていくという深刻な問題が感染症問題です。被害者を加害者に仕立て上げるのが感染症問題です。

日本テレビの『スッキリ!』に映像出演させていただいた時、私がコメントしている映像の前に、お笑い芸人「ラジバンダリ」の西田さんが感染された当日のことを語られていました。西田さんは感染したことにより40℃近い発熱症状が続き、命の危うい状況にもあったなかで、西田さんのSNSにダイレクトメッセージで「死ぬ」「一生コロナ病棟から出てくるな」などが送られてきたと言われていました。

感染者や家族などに対して差別や人権侵害を行うということは、自分自身や家族が感染した場合、それが自分たちにも返ってきてしまう社会の雰囲気や状況をつくっている、維持している、助長していると考えています。こうした認識が持てていないのだとしたら、積極的に情報発信や啓発などを行う必要があると思います。

懸念しているのは、感染者数が減ったり、感染者が出ることになれていくと、差別や人権侵害は「沈静化」していきます。解消ではなく沈静化です。この沈静化により、政府や自治体、教育などにおいて感染症問題を取り上げる機会も減少し、やがて何も取り組まれなくなったことで、感染症をめぐる差別は今日発生する事態を招いたと思っています。

「寝た子は利害によって牙をむく」というのは、差別や人権侵害行為におよんだ人たちは、自分の内に感染者等への差別意識があることを自覚していなかったのではないかと考えています。あくまで「沈静化」「沈殿化」していた差別意識や偏見が、身近に感染者が出たという状況が利害となって、これほど酷いかたちで被害者である感染者等に差別や人権侵害などの牙が向けられる状況になったと思います。

普段、差別や偏見は沈静化しています。もう少し言うと私たちは必ず偏見や思い込みなどを、この社会から日常的に浴び、無意識に身に着けてしまっています。

障がい者の自立支援のための施設に対する「施設コンフリクト（施設建設や計画に対する反対運動等）」や、部落問題をめぐって気に入った物件が同和地区に建っている場合、避ける、事前に同和地区でない物件を探す、子どもや孫が結婚するとなると反対するなど、まさに普段は「寝た子を起

こすな」的であるものが、利害によって差別が表出してくる典型例だと思っています。新型コロナウイルス感染症を巡る差別の問題は日本全土で発生し、さまざまな被害をもたらした、つまりこれほど深刻な状況がもともと「眠って」いて、利害によって叩き起こされるという差別問題の構造が明確に浮き彫りになった問題だと思います。

自治体などが実施している県民や市民を対象とした人権問題の意識調査では、これほど酷い状況が起きることを明らかにしていました。私の住んでいる三重県伊賀市では、5年スパンで市民意識調査を実施していて、質問項目の中に「ハンセン病の元患者の家族やHIV陽性者と一緒に入浴をする・近所に住む・同じ職場で働く」ことへの抵抗感を聞く項目があって、特にHIVとの入浴については、6割近い伊賀市民が「かなり抵抗がある」「やや抵抗がある」という結果を示していました。ハンセン病問題では4割ほどの市民が「一緒に入浴するのは避けたい」「抵抗がある」という結果になっていました。

普段、ハンセン病問題やHIVを巡る差別の問題は、全くと言っていいほど市民の間では語られない、まさに寝た子を起こすな状態です。当然、マイノリティである感染者や家族は違います、マイノリティや家族は生活のさまざまな場面で感染者やその家族であることを意識させられる場面に遭遇することがあります。人々の中に沈殿化し

ていた泥が利害によって巻き上がったのに、せっかく巻き上がったものを濾過する作業を怠って、結局また時が経つと泥が沈殿化してしまう。見た目はきれいな水ですが、少し揺さぶればすぐに濁るという状況が何度も繰り返されてきたと思っています。

差別は構造の問題なので既存の差別等との類似性をはっきりと見えてきたように思います。「誰が罹患・感染したのか」「どこで感染者が出たのか」ということへの関心は、多くの人々が抱きやすいものです。でも、それが明らかになったからといって誰もが差別するわけではなく、人権問題に関する学習を受けてきた方、正しい知識理解を得られている方は差別には繋がるような行為には至らないですが、一方で、差別行為に及んでしまうような市民も残念ながらいるわけです。

「どこの誰なのか」ということで差別や人権侵害が起きてきたということは、誰が被差別部落出身者か、どこが被差別部落なのかということを知っても差別に至らない市民がいる一方で、「子どもの結婚のときは」「家を借りたり買ったりするときは」というように、部落にルーツのある人かどうか、その物件が建っているエリアが部落かどうかということが気になって、結局は結婚反対や、土地や物件を忌避する問題と類似性があると思っています。

相談にこられたご家族のように、2次的・3次的な被害を恐れてデマすら是正できな

いという状況は、既存のマイノリティが被ってきた差別被害そのものです。「こんな差別を受けている」「こんなことが生きづらい」というように声を上げたい。でも、声を上げることはマイノリティ性をカミングアウトすることに繋がる、そのことによって自身や家族が差別を受けるリスクが高まるということなのです。

差別の厳しさが声をあげることを抑圧し、それが差別の現実をねじ伏せていく。すると、マジョリティに差別の現実だとか生きづらさが届きにくいという状況がつけられ、マジョリティの中から「もう差別はなくなっている」という認識を生み出し、マジョリティの発言は、マジョリティの共感を得られやすいため、そうした認識が広がり、マイノリティはますます主張しにくくなる。そして、差別解消の責任はマイノリティにはないのに、マイノリティに押し付けられていくようになっていくのが今の社会だと思います。もともとこうした状態にあった社会にコロナ禍がやってきたので、同様の問題が起きるのは必然性があったと思います。そして、はじめてマイノリティに置かれた時の心情や状態を肌身をもって経験させられる。こんなにも主張できないのか、こんなにも被害に対して何もしないのかなどです。

マイノリティに過重な負担がコロナ禍でさらに増しているということも、私は構造

的な差別問題として捉えていく必要があると思っています。

例えば人権侵害の例で行くと、ドメスティックバイオレンスや虐待の問題が、コロナ禍の隔離政策や過重なストレスなどが複合的に重なり、マジョリティにも及んだことで、各地でそうした前年度比を上回る、増加傾向になっていきました。

医療福祉の面では、健康不安は多くの人たちに及んでいますが、この間、高齢者の生活支援に携わる人たちとお話をさせていただくと、「(施設の)入所者の認知症が明らかに進んだ。人と会話する機会が減り、認知症が進んだ高齢者が増えたというのが実感です」と言われていたり、外出が自粛されたりしていくと、毎日歩くことで体の健康や筋力が維持されていったものができなくなり、介護サービスを利用される人達も増えてきているということでした。

経済の問題で行くと、もともと不安定な就労形態で働くことを余儀なくされていた海外にルーツのある人やシングルマザーは、コロナ禍の影響で真っ先に仕事を休んでほしいと言われるなどして収入が大きく落ち込み、生存権が脅かされるような状態に置かれました。こども食堂が全国各地で広がるなか、それは厳しい状況で過ごす家庭が増えているということであり、それはコロナ禍以前からあったなかで、コロナ禍で弱いところにますます強く社会の矛盾や歪などのしわ寄せが及んでいます。

教育では、全国一斉休校が打ち出された際、オンライン環境が整っている家庭では子どもたちが復習や予習をオンラインの恩恵で受けられたのに対し、環境のない子どもたちはゲームなどに依存したり、保護者が仕事を休まなければならない状況となり、収入が落ち込んでしまうような状況が生じました。アルバイトと親からの仕送りで大学生活を送っていた学生は、コロナ禍で親の収入が落ち込み、仕送りができなくなったり減ったりしたこと、アルバイトができなくなったことにより学費や生活費を確保することが困難になり、退学や休学を余儀なくされました。

同性カップルは、どちらかが感染した場合、情報開示などで感染したときの行動履歴を説明しなければならぬなかで、保健所などに話をせざるを得ず、自分のセクシュアリティを結果としてカミングアウトすることにつながったり、それが回り回って、まだカミングアウトしていない保護者に伝わっていくことに非常に大きな不安を抱えているという声が上がっています。

給付金は申請制です。10万円の給付において、自治体は郵送で市民に申請書を届けるには時間を要するので、ホームページで申請書をダウンロードできるようにしました。しかし、できるだけ早く給付金がほしい経済的に不安定な世帯ほど、オンライン環境が整っていません。ましてや被差別部落には今も「非識字者」がいます。被差別

部落に限らないと思います。非識字者は申請書を読むこと、書くことができません。施策を打つ側が一人のもれもないような行政をしなければ、途端に申請する力のない人たちは後回し、置き去りです。

「わしは料理を目分量で作るのや」と自慢気に言うおばちゃんは、レシピ本が読めません。こんな人たちが構造的につくられ、特別対策で解消し得なかった現実がある中、未だ申請主義を続ける福祉は、かなりしんどいなど見えています。4月に専門家会議から「人との接触を8割減らす10のポイント」が出されましたが、10ポイントのうち、6はオンラインであり、環境のない人、或いは非識字者は真っ先にこうした恩恵を受けられないことになります。

平時から不利を強いられるマイノリティの置かれている現状とそれらを生み出す構造を理解し、支援をしながら構造そのものも変革していく必要があります。

学生たちの奨学金制度は、現行のほとんどは「教育ローン、学生ローン」です。最近、教育委員会の方とお話する機会がありました。そのなかで、4年間の学費を全額負担してくれる保護者の世帯の子どもというのは、わずかな努力で大卒の資格を得られるゴールの手前に立っているのと一緒である一方で、アルバイトや仕送りがないと在籍することができない学生たちは明らかに不利な状況に置かれています。この不利は努力不足ではなく、人生のスタートの時

点で、どのような家庭、どのような親のもとで生まれ育ったかで差がついている。生まれ持って大学に通う、卒業することに不利や不平等な状態に置かれている学生たちに、社会人になってから借金返済生活を送らせることは問題だと指摘しました。施策を打つ側の政府や自治体が、まずは自分自身の生まれ持って自動的に得られている優位性や恩恵をまず理解していないことが多く、その理解と認識が必要だと痛感しました。

YouTubeで「特権とは」で検索をかけると動画が出てきます。学生を一行に並べて、30～40m離れた所にコーディネーターが立って、「100\$争奪レースをしましょう。ただし、今から挙げる項目に該当する生徒は2歩ずつ前に出なさい。該当しない場合はその場にとどまってください」と説明し、「両親が離婚を経験していない家庭で生まれ育った生徒、2歩前へ」「父親がいる環境で育った生徒、2歩前へ」「アルバイトをしなくても学校生活を送っている生徒、2歩前へ」「学費を保護者が全額負担してくれた学生、2歩前へ」と項目をあげていくと、すべて該当する学生はゴールに近い位置まで前進できる、一つも該当しない学生はスタート位置のままになります。あげた項目は努力や実績は全く関係ありません。しかし、すでに勝ちようのないほどの差がついている、コーディネーターは「これが人生の縮図、社会の構図です」と主張します。

前に出てきた学生達に後ろを振り向かせ、そのことに気づかせる。この社会で自分の身に起きてきた・起きている優位さは、優位なことほど気づきにくい。不利な環境に置かれた人たちは、後ろ側からこの社会を眺めざるを得ない位置になるので、社会は不平等性やマジョリティの優位性が見えやすい。そして、結果が見えている位置におかれるので物事を諦めさせられるわけです。一方で、生まれ持って優位な位置から人生のスタートを切れている人たちのなかには、後ろを振り向くことなく、自分の優位さにも気づきにくいいため、自己責任を強調したり、努力したりすればよいと本気で思い込んでしまうわけです。公務員などは、恩恵や優位性をたくさんもっている人がなりやすい職種です。

こうした状況がコロナ禍でかなり表出し可視化されてきている中で、今申し上げたように社会の差別構造ははっきりと見えるようになってきたのではないかと考えていて、かつ今自分が差別を受けることなど微塵も感じていなかったマジョリティですら、コロナ禍で差別被害を受けるマイノリティになり得るという状況に置かれる、このことを差別の解消に拍車をかけるようにしていきたい、これまで以上に多くのマジョリティの力添えを得ていきたいと考えています。

まず、(1) 差別の実態把握を進めていく必要があります。

自治体が実施する人権意識調査は「人権」という広い枠組みで実施されていますが、医療分野の行政セクションが、感染症と人権に特化した県民・市民の意識調査を実施すべきだと思います。すべての人権課題を盛り込んだ調査票は、各人権課題に関する項目が2つか3つぐらいしか設置できないため、各人権問題に関する県民や市民の差別意識や偏見などが正確に十分に把握できるものになっていません。障がい福祉部門が障がい者問題と人権の意識調査を実施するというかたちで、実施されていくべきです。

2つ目は、感染者や家族を中心に差別被害の実態把握が必要です。感染者やご家族がほとんど声を上げられていない中で、事例をアウトリーチで収集していくことが必要になります。差別の現状はマイノリティに聞くことでかなり鮮明になります。

3番は、インターネット上に投稿される差別被害の収集です。

コロナ禍がかなり後押しをした、オンラインを活用した人権啓発や人権教育が積極的に進められていくべきです。9月の平日3日間、小学校で3限目の時間に、当法人事務局から小学校に向けて、『新型コロナと人権』というテーマの授業を実施するので、受けたい学校この指とまれ方式で一斉メールを送りました。1回のオンライン配信で複数の学校の生徒たちが同じ授業を受けられるということが画期的で、3日間続けて

100画面、約2000人の生徒が授業を受けてくれました。本来なら100カ所講演に行かなければならない状況でしたが、一度の配信で複数の学校の子どもたちと同じ問題について考えられるということ、保護者や市民に向けても展開していく必要があると思います。

国や政府に対しての法整備を要請していく必要があります。ようやく自民党内で差別禁止を明記した法整備に向けた動きが出てきているようであり、今国会で出てくる予定であることが報道されていました。国に要請しながら、都道府県や市区町村単位においても、差別解消に実効性ある条例の制定に向けた運動展開が必要です。

人権問題を日常的な話題にし、人々のなかに沈黙化させない状況を身近なところでつくっていくこと、差別被害を受けることへの不安を自分だけではなくて互いに共有し合うことが安心に繋がり、同じような被害や不安を持たされた人たちとの関係性の中から、問題解決に向けた取り組みを議論・検討し合うことも重要だと思います。また、お住まいの校区等で差別を許さないということや、感染しても安心して戻って来られる地域にしようということ積極的に発信し、差別が起きにくい雰囲気や状況をつくっていくことも必要です。

「元気に戻って来られて良かったな」ということを互いに称え合えるような関係性やコミュニティをどうつくっていくかという

ことを、理想は地球規模、実践は自分が住んでいる所から進めていくのが大切であり、こうした取組を各所で広げていくべきだと思います。

以上、私からの講演を終わりたいと思います。ありがとうございます。

司会：

松村さん、どうもありがとうございます。

それでは皆さん、普段とは少し違う環境、違う形態での質問とは思いますが、どうぞ遠慮なくチャット等でご質問を上げていただければと思います。…いかがでしょう？…ございませんでしょうか。

では、場繋ぎと申し上げるのも何ですが、私から1つご質問させていただければと…。先ほど、前半だったと思うんですけど、われわれ大学人ですと学生、若い人達をたくさん抱えていると。その際、あまり気遣いができず無謀な行動と言いますか、そういう行動の中で感染、クラスターが発生していくと、そういう事例は各大学で経験していると思います。そういう若者なんかの行動ですね、これを批判していくというのはまああり得るだろうけれども、それが差別になってはいけなと、そういうお話があったかと思ひます。

お話を伺うとそれは全くその通りだろうと思うんですけども、具体的に「こういうのが批判なんだけれども、ここからこう

展開すると差別だよね」と…なかなか個々で難しいと思うんですけども、松村さんの方で普段その境界線ですとか、その辺り気を付けなければいけないこと、つまり学内でそういうことが起こった場合、われわれ教員の立場からすると「こういう例があって、君達も気を付けなとけなと」という話はしなければいけないと思う反面、それが何か差別を助長させることにはなってはいけなわけですし、その辺りで気を付けるべき点とかございましたら、ご教授いただければと思ひます。いかがでしょう。

松村：

差別の問題は、本人に差別する意図がないパターンが圧倒的だと思ひていて、「差別をしよう」なんて意図がなくても、相手は「避けられた」「差別を受けた」というように結果の問題です。容易に線引きすることはできませんが、まずは法律や条例で差別とは何かを定義することが重要であり、例えば差別を受けたという被害相談に関して、専門性や被差別当事者などで構成される第3者委員会で判断するような条件整備が必要だろうと思ひます。その上で、感染者への行動に対する批判と差別は、明確に分けるといふことが必要であると思ひます。差別する意図はなかつたが、相手は差別を受けたという事案に関して、相手がそう思つたことに関し、まずは謝罪の意を示す、次に「意図はなかつた」ことを確認する、

そしてどうしていくことがベストなのかについて対話により方向づけるということが必要だと思います。これは新型コロナの差別に限らず、あらゆる面で理想的なことではないかと思います。

後は、マスクを着けることが原則という状況にあります。幼い子どもや特性のある人、持病のある人は着用できない、相手が何故着けないのか、つけられないのか、そのことに共通理解をもった上で対応することも必要です。マスクを着用できる人は、自分に正常性を抱いたり、優越性を無意識に抱いていたりするので、多様な人たちがいることを前提に対応することが望ましいと思います。

司会：

ありがとうございます。

1つQ&Aで入っているようですね。あ、2つですね。ご対応いただけますでしょうか。…かなり長いですね。

松村：

この間、差別の定義が不十分であり、どちらかという国や政府は避けているように思えます。差別とは何か、人権侵害とは何か、人権問題とは何か、非難とは何か、批判とは何かなどを整理し、言葉の濫用などが起きない状況をつくる必要があると私自身も感じ取っているところです。

もちろん、被害者が被害内容について「差

別と表現してはいけない」ということではなく、「差別とは何か」という定義や概念、本質が共有されていなかったことで、多くの人たちに差別の本質とは何かというようなことが定着せず、差別というものを軽視してしまうような認識がかなり広がっていると思います。差別を受けたというマイノリティの声に対し「気にしなければよい」というような捉え方なども、本質が行き届いていない、共有されていない弊害の一つだと思います。今、感染症対策の条例の中に差別の禁止規定を明記している自治体が複数ありますが、差別の定義がないので、誰が差別か否かをどういった基準で判断するのも不明確なので、こうした点がご質問いただいているような課題を生み出したり維持したりしているのではないかと思います。

司会：

今、その他お2人の方から伺っていますが、お1人の方は議論が重なっていたので大丈夫と。もう1人の方は「質問ではなくコメントです」ということで、「今回の講演について、とても大きな学びになった。ありがとうございます」ということで、時間になっているようですけれども、せっかくの機会でございますので、もうお一方或いはお二方、いかがでございますでしょうか。

司会：

よろしいですか、皆様方。では、時間がちょうど30分に…予定時間になったところでございますので、松村さん、本日は本当にありがとうございました。

松村：

ありがとうございました。

司会：

皆様方、お疲れ様でございます。ご承知の通り、現在感染状況がまた急速に悪化してきていると。今後冬を迎えるに当たって、更なる深刻な状況に陥る危険性も残念ながら否定できないと思います。その時、私達教育機関に従事する人間…1人の人間としてもそうなんですけれども、この危機的な状況の中で、今日の話にもあったようにみんなストレスが溜まってくると思います。その中で、冷静に的確に対応していくにはどうすればいいのか、本日のご講演ではそれについてヒントになるようなお話がいっぱいあったかと思います。皆様、ぜひ今後に生かしてまいりましょう。

それでは、2020年度大人協講演会を終了させていただきます。松村さん、本当に今日はどうもありがとうございました。皆様もご静聴ありがとうございました。それでは、失礼いたします。

活 動 記 録

2020年度奈良県大学人権教育研究協議会活動報告

○2020年度総会

2020年5月16日（土）天理大学において開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、メールによる持ち回り審議へ変更しました。

日 時：2020年4月30日（木）

（メールによる持ち回り審議）

議 事

【審議事項】

1. 2019年度活動報告について
2. 2019年度決算報告について
3. 2020年度会長校及び役員大学の選出について
4. 2020年度事業計画（案）及び予算（案）について
5. その他

○2020年度記念講演会

総会后、下記のとおり開催予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

講 演 者：金山元春氏（天理大学人間学部総合教育研究センター教授）

演 題：教育カウンセリングに学ぶ学生との関わり

○第1回幹事会

日 時：2020年10月29日（木）

（メールによる持ち回り審議）

議 事

【審議事項】

1. 2020年度講演会の開催について
2. その他

【報告事項】

1. 行事日程及び幹事会日程
2. その他

○第2回幹事会

日 時：2020年11月28日（土） 13：15～13：45

オンライン（Zoom）開催

議 事

【審議事項】

1. 2020年度研修・交流会の開催について
2. 2020年度 研究報告編集について
3. その他

【報告事項】

1. 今後の予定について
2. その他

○2020年度講演会

日 時：2020年11月28日（土） 14：00～15：30

オンライン（Zoom ウェビナー）開催

講 演 者：公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長

松村元樹氏

演 題：新型コロナ差別問題と人権・部落問題

参加人数：46名

○第3回幹事会

日 時：2021年1月8日（金）

（メールによる持ち回り審議）

議 事

【審議事項】

1. 2020年度研修・交流会の開催について
2. その他

○第4回幹事会

日 時：2021年2月20日（土） 13：30～13：50

オンライン（Zoom）開催

議 事

【審議事項】

1. 新旧合同幹事会の開催について
2. 2021年度総会及び記念講演会の開催について
3. その他

【報告事項】

1. 会費について
2. 幹事校における人権に関する取組の紹介・意見交換
3. その他

○2020年度研修・交流会

日 時：2021年2月20日（土） 14：00～15：30

オンライン（Zoom ウェビナー）開催

講 演 者：天理大学人間学部 教授（博士（学術））

大学事務局長（兼学長室長）兼法人事務局次長

山中 秀夫氏

演 題：新型コロナ集団感染の経験から考える

参加人数：68名

○新旧合同幹事会

日 時：2021年4月17日（土） 15：00～15：50

オンライン（Zoom）開催

議 事

【審議事項】

1. 2021年度総会及び記念講演会について
2. 2020年度活動報告
3. 2020年度決算報告
4. 2021年度会長校及び役員を選出について
5. 2021年度事業計画（案）及び予算（案）について
6. その他

【報告事項】

1. 今後の予定について
2. その他

奈良県大学人権教育研究協議会
2020年度 役員一覧

会 長	奈良県立大学	浅 田 尚 紀
事務局長	奈良県立大学	堀 田 新五郎
副 会 長	奈良芸術短期大学	平 田 博 也
幹 事	奈良大学	岩 崎 敬 二
幹 事	奈良県立医科大学	若 月 幸 平
幹 事	天理医療大学	萱 原 史 朗
幹 事	畿央大学	小 谷 恵津子
幹 事	白鳳短期大学	平 林 春 行
監査委員	天理大学	永 尾 教 昭
監査委員	奈良佐保短期大学	馬 越 かよ子

資 料

結 成 宣 言

部落問題は、我国の最も重大にして深刻な社会問題であり、人権侵害の社会的現実として存在する。しかし、まだ多くの国民は、この現実を知らないし、また知っていても関わりを持ちたがらない。それらがいまも差別を存続させている。近代日本の歴史は、これまでの思想や学問、教育のなかに差別的な体質をもちつづけてきた。そのなかで部落差別や人権侵害の社会的存在をあきらかにしてきたのは、それへの苦闘をかさねた部落解放運動の歴史的なたたかいであった。それゆえに、部落差別についての正しい認識と解決への意欲なしには、日本文化を理解し、日本人として人間を解放することはできない。

とりわけ、全国水平社の発祥地、奈良県では、戦後いち早く、長欠不就学児童生徒のきびしい差別の現実に教師たちは直面し、1952年から同和教育への取り組みをはじめた。今日では全国の幼、小、中、高校において、教育権の保障、進路保障および差別を許さない人間形成の教育実践が推進されている。また、1983年には、全国大学同和教育研究協議会が結成されたが、本県においてもようやく本協議会の結成を見るにいたった。奈良県内の大学では、これまでも数多くの差別事件が起こっており、その解決に向けて今後いっそうの研究と教育に対する充実整備への取り組みに努力しなければならない現状にある。それには、これまで大学の体制の中に、むしろ差別を温存助長してきた体質の側面をもっていたことを素直に認めなければならないであろう。

本来、大学が果たす教育や研究の社会的使命と役割には、部落差別の解消という国民的課題に応える義務があり、また、学生に同和教育を正しく位置づけ推進するという課題をもっている。そのためには、一人ひとりの大学教職員が部落差別の解決をみずからの問題ととらえ、これと取り組むことからはじめなければならない。さらには、障害者、民族、性、生活習俗などのあらゆる差別問題の解決に、それぞれの立場から研究と教育の実践にむけていく必要がある。ここでは、当然、各自の専門専攻分野の枠をこえ、社会の現実に目を向けた研究、教育への態度と努力が求められているのである。しかも大学は、学生に対して、人権尊重の精神と差別を許さない人格形成への教育を推進するため、人権問題の研究室や専門科目の設置など条件の整備充実を早急に図ることが迫られている。同時にそれは、差別と人権の学問研究を通して、大学における専門とはなにか、学問とは

なにか、大学とはなにか、と問われているのである。

さて、いまや日本は国際人権規約を批准した国となった。それはいかなる国家の国民に対しても、国籍や性別をこえ、一人の『人間』としてとらえ、その人権を保障するものである。したがって、部落差別をはじめ人間に対するさまざまな人権問題をとらえ、その解決に取り組むことは、まさに大学においても国際的課題なのである。

われわれ大学教職員は、研究と教育の推進にたずさわると同時に、また、一個の『人間』として差別解消に取り組む連帯の輪をひろげ、人権尊重の思想・文化・学問などの研究交流や共同研究の場をつくりあげねばならない。さらには、大学はその使命として人権問題研究の条件整備をはかり、国際的視野にたった学生の人格形成への教育に努めなければならない。いま、それは大学の果たすべき役割として緊急にせまられている課題である。

本日の結成総会において、われわれは決意を新たにし、これらの課題にむけて前進することを宣言する。

1986年12月22日

奈良県大学同和教育研究協議会結成総会

奈良県大学同和教育研究協議会の名称変更について

平成16年5月22日の第19回総会において、奈良県大学同和教育研究協議会の名称が、奈良県大学人権教育研究協議会と変更されることが決定しました。

今後、奈良県大学人権教育研究協議会として、部落問題をはじめすべての人権問題を重要な課題と認識し、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育を研究し、推進していきます。

2004年5月22日

奈良県大学同和教育研究協議会第19回総会

奈良県大学人権教育研究協議会 会則

第1条（名称及び事務局）この会は、奈良県大学人権教育研究協議会といい、事務局を会長の指定する場所におく。

第2条（目的）この会は、部落問題をはじめすべての人権問題を重要な課題と認識し、これまでの同和教育の成果をふまえ、人権教育を研究し、推進することを目的とする。

第3条（構成）この会は、前条の目的に賛同し、人権教育を推進する大学で構成する。

第4条（事業）この会は、会の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 人権教育の内容・方法の研究成果ならびに実践の交流
2. 研究会、講習会の開催
3. 調査・研究ならびに資料の刊行
4. その他、目的達成に必要な事項

第5条（機関）この会に、次の機関をおく。

1. 総会
2. 幹事会
3. その他、必要に応じ機関をおくことができる。

1. 総会

総会はこの会の最高議決機関であり、加盟大学で構成し、年度毎に開き、次の事を行う。

- (1) 会務・決算の報告と承認
- (2) 活動方針・予算の審議と決定
- (3) 役員の設定
- (4) 会則の決定及び改廃
- (5) 幹事会等に付託する事項
- (6) その他必要な事項

必要に応じて、幹事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

2. 幹事会

幹事会は、会長、副会長、事務局長、及び幹事で構成し、次のことを行う。

- (1) 総会が認めた事項の執行
- (2) 緊急を要する事項の執行（この場合、総会に報告しなければならない。）
- (3) その他必要事項

第6条（役員及びその任期）この会の運営にあたるため、次の役員をおき、任期を1ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

会長 1名 副会長 1名 事務局長 1名 幹事 若干名
監査委員 2名

第7条（役員の任務）役員は次のとおりとする。

会 長 この会を代表し、会務を統括する。

副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。

事務局長 この会の業務を処理するとともに、この会の会計をつかさどる。

幹 事 この会の事業の執行にあたる。

監査委員 この会の会計監査を行う。

第8条（役員を選出）役員は、総会の承認を得て決定する。

1. 幹事及び監査委員は、総会で選出する。
2. 会長、副会長、事務局長は、幹事のなかから選出する。

第9条（会計）この会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってあてる。会計については別に定める。

第10条（会計年度）この会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第11条（会議）この会の会議は、会長が招集する。但し、幹事会の決議のある場合は招集しなければならない。

1. この会の総ての会議は、構成大学の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成で決する。

第12条（加入）この会に加入しようとするものは、幹事会の承認を得なければならない。

第13条（会則改正）会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付 則 1.（会則の施行）この会則は、1986年12月22日より実施する。

付 則 1.（会則の施行）この会則は、2004年5月22日より実施する。

奈良県大学人権教育研究協議会 加盟大学・短期大学一覧表
(順不同)

NO.	大 学 名
1	奈良教育大学
2	奈良女子大学
3	天理大学
4	奈良県立大学
5	奈良県立医科大学
6	帝塚山大学
7	奈良先端科学技術大学院大学
8	畿央大学
9	奈良学園大学
10	奈良大学
11	天理医療大学
12	奈良芸術短期大学
13	白鳳短期大学
14	奈良佐保短期大学

編集後記

奈良県大学人権教育研究協議会は、1983年に全国同和教育研究協議会が結成されたのを承け、1986年に奈良県大学同和教育研究協議会が結成されたのが始まりです。当時、奈良県の大学で多くの差別事件が起これ、その解決のための研究と教育を充実・整備するためのものでありました。

その後、2004年に現在の名称に変更されましたが、部落差別とともに、障害のある人、民族性、性、生活習俗などにかかわる多種多様な差別問題の解決を目指すために、さらなる研究と教育の実践が切実に求められていたからです。当協議会では14の大学・短大が構成校となり、大学、学生、大学職員に密接なテーマを掲げ、毎年度数回の講演会を開催しています。

しかしながら、コロナ禍により、本年度の最初となる5月の記念講演会は、中止することとなり、以後2020年度はオンライン開催となりました。

11月に行われた講演会では、松村基樹先生(公益財団法人反差別・人権研究会みえ常務理事兼事務局長)に「新型コロナ差別問題と人権・部落問題」と題してご講演いただきました。

新型コロナ差別は、新しい差別問題ではなく、人々の深層心理に潜在化していた差別問題や偏見が「利害」によって、従来以上に表出・可視化した問題です。解消に向けての取組が脆弱だった問題、見えていなかった問題、見ようとしてこなかった問題が深刻化しています。そうした課題は、実社会から電子空間でも発生するようになり、深刻な問題をもたらしています。感染症差別をはじめ、現存する差別は「何もしない」マジョリティによって継続している問題でもあります。これまでの過ちを二度と繰り返さないために、私ができること、私たちができることについて講義していただきました。

ご講演いただいた内容は、いずれも大人として学ぶことが必要な人権に関する諸問題であり、これらの学びを教職員や学生と共有し、今後の大学運営や教育・研究において活かしていただきたいと存じます。最後になりましたが、この場をお借りして、ご協力・ご支援いただいた皆さまに厚くお礼申し上げます。

2020年度事務局長 堀田 新五郎

発 行 奈良県大学人権教育研究協議会

発行年月 2021年7月

事務局 奈良県立大学

〒630-8258 奈良市船橋町10番地

TEL 0742-22-4978

印 刷 株式会社 明新社

〒630-8141 奈良市南京終町3丁目464番地

TEL 0742-63-0661